

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【公開番号】特開2005-137394(P2005-137394A)

【公開日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-373909(P2003-373909)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 5 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月3日(2006.11.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者によって操作される操作部と、該操作部の操作に伴い進行される遊技状況を遊技者に視認可能とする透視窓部とを前面部に備えるとともに、可聴音を出力する可聴音発生装置を備えた遊技機において、

遊技者により前記前面部に加えられる振動を検出する振動検出手段と、

該振動検出手段の振動検出結果に基づいて、所定の警告音を報知すべく前記可聴音発生装置を制御する報知制御手段と

を備えたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記報知制御手段は、前記振動検出手段からの前記振動検出結果の入力回数が所定時間内に所定回数以上となつたか否かを判定し、所定回数以上の場合は、所定回数未満の場合よりも警告性の強い警告音を出力するように前記可聴音発生装置を制御することを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記報知制御手段は、前記振動検出結果に基づいて振動の強度が所定の値以上であるか否かを判定し、振動の強度が所定の値以上である場合は、所定の値未満の場合よりも警告性の強い警告音を出力するように前記可聴音発生装置を制御することを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

遊技者によって操作される操作部と、該操作部の操作に伴い進行される遊技状況を遊技者に視認可能とする透視窓部とを前面部に備えるとともに、可聴音を出力する可聴音発生装置を備えた遊技機において、

遊技者により前記前面部に加えられる振動を検出する振動検出手段と、

前記振動検出手段の振動検出結果に基づいて、所定の警告音を報知すべく前記可聴音発生装置を制御する報知制御手段と

を備え、

該報知制御手段は、前記振動検出結果に基づいて振動の強度が所定の値以上であるか否

かを判定し、さらに前記振動検出手段からの振動検出結果の入力回数が所定時間内に所定回数以上となったか否かを判定し、判定の結果、振動の強度が所定の値以上であれば前記入力回数に関係なく最も警告性の強い第1警告音を出力するように、振動の強度が所定の値未満であって且つ前記入力回数が所定回数以上の場合には前記第1警告音よりも警告性の弱い第2警告音を出力するように、振動の強度が所定の値未満であって且つ前記入力回数が所定回数未満の場合には前記第2警告音よりも警告性の弱い第3警告音を出力するように前記可聴音発生装置を制御することを特徴とする遊技機。

【請求項5】

遊技を統括管理する主制御手段と、該主制御手段の補助的な役割を果たす副制御手段とを備え、該副制御手段が前記報知制御手段を備え、前記振動検出手段の振動検出結果が前記主制御手段を介さずに前記副制御手段に直接出力される構成であることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の遊技機。

【請求項6】

前記前面部において前方に突出するように設けられ遊技に使用される遊技球を貯留する球受け皿を備え、当該球受け皿に前記振動検出手段を設けたことを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の遊技機。

【請求項7】

前記操作部が操作ハンドルであり、さらに前記透視窓部を介して視認される遊技領域を備え、前記操作ハンドルが前記前面部の左右一方に位置する構成とし、その他方に前記振動検出手段を設けたことを特徴とする請求項1乃至6のいずれかに記載の遊技機。